④　設計共同体の代表者は、単体企業の参加要件を有し、その他の構成員においては以下のａからfまでのいずれかの実績を有すること。なお、ｂからｆまでは再委託による業務の実績を可とする。

ａ　建築意匠　上記⑴⑥に掲げる実績

ｂ　建築構造（下記に記載する業務においていずれか１件以上）

・平成22年度以降において受注し完了した、ＲＣ造地上６階建て以上かつ、延床面積3,000㎡以上の新築共同住宅※１の建築構造設計業務※２

・平成22年度以降において受注し完了した新築ＵＲ賃貸住宅※３の建築構造設計業務※２

ｃ　機械設備（下記に記載する業務においていずれか１件以上）

・平成22年度以降において受注し完了した、ＲＣ造地上６階建て以上かつ、延床面積3,000㎡以上の新築共同住宅※１の機械設備設計業務※２

・平成22年度以降において受注し完了した新築ＵＲ賃貸住宅※３の機械設備設計業務※２

ｄ　電気設備（下記に記載する業務においていずれか１件以上）

・平成22年度以降において受注し完了した、ＲＣ造地上６階建て以上かつ、延床面積3,000㎡以上の新築共同住宅※１の電気設備設計業務※２

・平成22年度以降において受注し完了した新築ＵＲ賃貸住宅※３の電気設備設計業務※２

ｅ　土木

・平成22年度以降において受注し完了した新築共同住宅※１における土木工事に係る土木設計業務※２※４

ｆ　造園

・平成22年度以降において受注し完了し新築共同住宅※１における造園工事に係る造園設計業務※２※５

※１　共同住宅は「令和６年国土交通省告示第八号別添二第六号」をいう。

※２　設計業務には基本設計業務、工事費算定図作成業務もしくは実施設計業務をいい、調査・基本検討業務は除く。

※３　ＵＲ賃貸住宅には機構の発注した災害公営住宅（ＲＣ造）を含む。

※４　土木設計業務とはＵＲ都市機構のＨＰに掲載している「工事工種体系ツリー（土木・造園共通）令和６年10月版」に記載の「排水」「道路」「舗装」の工事区分を含む業務とする。「工事工種体系ツリー（土木・造園共通）令和６年10月版」掲載先

（https://www.ur-net.go.jp/rd_portal/information/tree.html）

※５　造園設計業務とはＵＲ都市機構のＨＰに掲載している「工事工種体系ツリー（土木・造園共通）令和６年10月版」に記載の「基盤整備」「植栽」「施設整備」のいずれかの工事区分を含む業務とする。「工事工種体系ツリー（土木・造園共通）令和６年10月版」掲載先

（https://www.ur-net.go.jp/rd_portal/information/tree.html）

⑶　配置予定技術者　以下の①から⑫に掲げる要件を満たす技術者を当該業務に配置できること。

①　管理技術者は一級建築士の資格を有し、実務経験13年以上かつ上記⑴⑥に示す業務の内いずれかの実績を有するものであること。（再委託による技術者の配置および再委託での実績のいずれも不可とする。）

②　建築意匠主任技術者は一級建築士の資格を有し、実務経験８年以上かつ上記⑴⑥に示す業務の内いずれかの実績を有するものであること。（再委託による技術者の配置および再委託での実績のいずれも不可とする。）

③　建築構造主任技術者は構造設計一級建築士の資格を有し、実務経験８年以上かつ上記⑵④ｂに示す業務のうちいずれかの実績を有するものであること。（再委託による技術者の配置および再委託での実績のいずれも可とする。）

④　機械設備主任技術者は設備設計一級建築士もしくは建築設備士、技術士（機械部門または衛生工学部門）いずれかの資格を有するものであること。（再委託による技術者の配置は可とする。）

⑤　電気設備主任技術者は設備設計一級建築士もしくは建築設備士、技術士（電気電子部門）いずれかの資格を有するものであること。（再委託による技術者の配置は可とする。）

⑥　土木主任技術者はシビルコンサルティングマネージャー（ＲＣＣＭ）、土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、１級）もしくは技術士（総合技術監理部門または建設部門）のいずれかの資格を有するものであること。（再委託による技術者の配置は可とする。）

⑦　造園主任技術者はシビルコンサルティングマネージャー（ＲＣＣＭ（造園又は都市計画及び地方計画））、登録ランドスケープアーキテクト（ＲＬＡ）もしくは技術士（総合技術監理部門または建設部門（都市及び地方計画又は建設環境））のいずれかの資格を有するものであること。（再委託による技術者の配置は可とする。）

⑧　業務実績については、完了した業務のうち業務着手から完成引渡しまでの過半の期間に従事していることを要件とする。

⑨　管理技術者は主任技術者を、また各主任技術者は他の分野の主任技術者を兼任できない。なお、実務経験については、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ等に掲載されている「建築士資格に係る実務経験の例示表」による。

⑩　参加表明書に記載された管理技術者、主任技術者及び担当技術者については、変更を認めない。ただし、変更の理由及び変更予定者について、当機構が認めた場合はこの限りではない。なお、機械設備、電気設備、土木及び造園の主任技術者については、申請段階で配置できず参加表明書に記載できなくても可とするが、契約後、各職種の業務開始に先立ち資格要件を満足する主任技術者（再委託可）を速やかに配置すること。

⑪　予定技術者の雇用関係　配置予定の管理技術者、意匠担当の主任技術者は、申請書及び資料の提出期限日時点において当該業者と恒常的な雇用関係があること。なお、雇用関係がないことが判明した場合は、虚偽の記載として取り扱う。

⑫　その他

・同一の者が単体企業又は共同体の構成員として、複数の参加表明書を提出しないこと。

・参加表明書及び技術提案書の提出者が、他の参加表明書及び技術提案書の提出者の協力事務所となっていないこと。

３　技術提案書の提出者を選定するための基準

⑴　建設コンサルタント登録規程（昭和52年４月15日建設省告示第717号）その他の登録規程に基づく登録状況

⑵　専門分野別の技術職員の状況

⑶　同種業務の実績

⑷　配置予定の技術者の資格、同種業務の実績

⑸　当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む。）

４　技術提案書を特定するための評価基準

⑴　提出者の業務経歴等　建設コンサルタント登録規程（昭和52年４月15日建設省告示第717号）その他の登録規程に基づく登録状況、同種又は類似の業務の実績及び専門分野別の技術職員の状況

⑵　技術職員の経験及び能力　配置予定の技術者の資格、同種業務の実績

⑶　業務実施方針及び手法　業務の理解度、取り組み体制、スケジュール管理

⑷　評価テーマに対する技術提案の内容　提案の的確性、独創性、実現性

５　手続等

⑴　担当本部等　〒163―1382 東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー19階　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　総務部調達管理課　電話03―5323―4906

⑵　掲示文兼説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間　令和７年７月18日から令和７年８月４日まで

交付場所　当機構ホームページからのダウンロードにより交付する